

【ポイント】

- 被災者の自立・生活再建が早期に進むよう、個々の被災者に寄り添った支援を行う。
- 被災者の抱える多様な課題や行政だけでは難しい課題に対して、職種・団体が連携した体制を早期に構築することをめざす。
- 支援が必要な高齢者や障がい者、生活困窮者などの状況を把握し、支援可能な機関への橋渡しを行う。

【指針の概要】

1 災害ケースマネジメントの対象となる災害	災害の規模、特徴、被災者の状況等をふまえ市町が判断(災害救助法が適用され、避難所が引き続き7日を超えて開設されることが見込まれるときなどが考えられる)
2 実施時期	災害発生直後は住民の避難や救助等の応急対策が中心となるため、 <u>復旧・復興期に実施することを基本</u>
3 支援拠点の設置	被災者情報の収集と支援者に必要な情報提供を行う市役所、町役場に設置
4 災害ケースマネジメントの実施手順	以下①～③のとおり

①アウトリーチによる被災者の状況把握

【主な手順】

- 優先的に調査する対象者のリスト化と世帯の分類化を実施（下表参照）
- 訪問者
 - ・1チーム最低2名で訪問する。初回は自治体職員による訪問を実施。また、被災状況や目的に応じ専門知識のある人材に同行を求める
 - ・信頼関係の構築のため、可能な限り同じ調査員が訪問
- 継続した支援が必要とされた被災者の支援方針の検討・評価を実施

世帯の分類

A：生命・健康リスクが高い世帯	B：生活再建の課題が大きい世帯
C：孤立、見守りが必要な世帯	D：住宅再建、住家課題が中心の世帯

②ケース会議の実施、支援計画の作成

【主な手順】

- ケース会議が必要な被災者を抽出、優先度を設定
- 被災者が抱える課題に対して短期、中期、長期の支援方法を決定
- 支援の優先順位を決定、課題ごとに支援団体の特定、期限等を明記した支援計画を作成

被災者が抱える課題に応じたケース会議を実施
※複数の課題を抱える被災者も想定される

A：健康・医療、心理・精神的な課題	B：生活再建・家計・就労、孤立防止の課題
C：高齢者の見守り・生活維持の課題	D：障がい者の支援やサービス調整の課題
E：子ども・子育て家庭の課題	F：外国人・多文化対応の課題
G：住まい（住宅）の課題	H：法律課題

③支援のつなぎ、支援の実施

【主な手順】

- 必要に応じてつなぎ先まで同行し、被災者とともに、今後の対応を検討する

考えられる支援のつなぎ先

社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人・社会福祉施設、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、居住支援法人、法律関係（弁護士・司法書士）、ファイナンシャルプランナー、建築士、不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）、建設関係（地域の工務店、UR等）、NPO等